

さぬき市学校再編計画検討委員会設置要綱

平成24年5月29日

教育委員会告示第6号

(設置)

第1条 さぬき市における幼稚園、小・中学校の再編計画について検討するため、さぬき市学校再編計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、市立幼稚園、小・中学校の再編等に関する基本的な考え方とそれに基づく具体的な方策について検討し、さぬき市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に報告する。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱又は任命する委員15名以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地域団体代表
- (3) 保護者代表
- (4) 学校関係者
- (5) 公募による市民

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から平成25年3月31日までとする。

2 委員が欠けたときは、必要に応じて補欠委員を委嘱又は任命するものとし、任期は前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長は、その議長となる。

- 2 委員会の会議は、原則公開とする。
- 3 委員会の会議は、委員の半数以上の出席がなければこれを開くことができない。
- 4 委員会の会議は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会事務局学校再編対策室において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年5月29日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、平成25年3月31日限り、その効力を失う。

(最初の会議)

3 この要綱による最初の委員会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。